税理士FPメルマガ通信

平成20年 9月 12日発行 編集:税理士 FP 実務研究会事務局 ㈱日税ビジネスサービス 総合企画部 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルワワ-29階

第63号

「真の相続対策は」



バブル真っ盛りのころ、ワンルームマンション投資が盛んであった。オーナーは住まずに最初から節税目的であり、業者は販売戸数優先で居住性は二の次のマンションを建築していた。そのころワンルームマンション業者から、私も勧誘を受けた。ノンバンクを紹介するので、ぜひ購入しろと。その時の口説き文句は不動産所得に関する損益通算であった。「マンション購入資金を借り入れると、借入利息を経費として落とせるので、節税になります。手持ち資金はいりません。銀行員で2室も購入して賃貸に回し、ウハウハのひともいますよ」と。税法はいつでも改正できるので、その話には乗らなかった。その後、土地にかかる借入れ金利の損金算入規制開始により、ワンルームマンション業者として名を馳せた企業の名前のいくつかが、あっという間に世間から消えていった。

私が相続遺言のセミナーをする際、参加者に問いかけるものがある。それは、「真の相続対策とは何でしょう」である。以前は、 節税対策 納税資金対策 遺言作成の3つの項目から答えていただいていた。昔も今も、 に手をあげる人がいることは、残念である。

結論から言うと、 の「遺言作成」が真の相続対策と申し上げている。そして、 の「節税対策」であるが、 ある先生から「節税対策」とは言わないようにしていると聞いてから、最近は「税金対策」と使わせていただいている。また、 についても名称を変えて、「納税資金対策」を「現金対策」に置き換えている。なぜかとい うと、納税資金対策と遺言作成では伝えきれないものがあるからである。

さて、昨年末に発表された与党税制改正大綱に沿って、今年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立し、10月の施行を待っている。あわせて、遺留分に関する民法の特例に係る規定の施行期日が平成21年3月1日と発表された。そして、その大綱には新しい事業承継税制の制度化に合わせて、相続税の課税方式をいわゆる「法定相続分課税方式」から「遺産取得税課税方式」に改めることを検討するとあった。スケジュールでいえば、21年3月に相続税法改正を行い、20年10月にさかのぼり施行することになる。現行方式では、遺産分割の仕方が変わっても税負担の総額は変わらないが、たとえば小規模宅地等の評価減の特例はその適用を受けない相続人も税負担が軽くなるという欠点がある。そういう意味では、今度の改正により「法定相続分課税方式」の欠点は無くなるであろう。そして、バブルの時に拡大した遺産にかかる基礎控除額の扱いなど見直しがあると思われる。いずれにしても方向としては増税の形になるものと筆者は推定している。

現行の相続税法では、相続税の申告期限および納期限は相続の開始を知った日の翌日から10カ月以内であり、 改正スケジュールでも相続人としては対応可能ではあるが、改正の方向が何とも恐ろしい。早くその全容を知 りたいものである。

ここで言えることは、いままで節税目的を主に立案した相続対策は、その効果を著しく失う可能性が高いということである。「遺産取得税課税方式」になったとしてもそうであるが、真の相続対策は、節税対策ではなくて相続争いを起こさないための対策であることを訴えたい。そのためには、公正証書で遺言を作成することである。そしてお客様には、配分について民法第906条にのっとり、相続争いの起こらない配分を心がけるよう伝えてほしいものである。FPのテキストなどに、このことが掲載されていないことは残念である。

民法第906条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の 年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して これをする。

次に、「現金対策」という考え方であるが、納税資金対策は当然入る。そして、遺産配分で一番容易なものはなにかという視点が必要である。それは、ズバリ現金である。たとえば土地の形状や周辺環境などご承知のように千差万別であり、南向きが良いの、道路つきがどうのと、遺族の中で争いが起きる。あるいは都会に出ている人間にとって、郷里の山や田畑には関心がない。また現金であれば遺族はいかようにも使うことができる。このようなわけで、最近は現金対策の重要性を強調している。最後に、私の相談客から「アドバイスのとおり遺言執行者を決めておいてよかったです」と、大変感謝されたことをお伝えする。

<著者プロフィール>

高伊 茂 氏

高伊FP事務所代表。帝京大学非常勤講師。NPO法人らしさ理事。

ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士、1級DCプランナー、相続FP。

信託銀行での経験を生かした相続対策や資産運用相談等、年中無休の精神で講演や相談に応じている。

セミナーでは「遺言は、残される人への愛のメッセージ」と伝えている。

著書:『FP知識シリーズ7 相続・贈与編』セールス手帖社保険FPS研究所発行 『通勤・通学時間でうかる iPod FP3級音声学習講座』ダイヤモンド社 ほか

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

http://www.nichizei.com/fp-enquete.html

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<㈱日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡〈ださい。

TEL 03-3340-4488